


## 2) 地域における療養生活支援

在宅の難病患者のかたやその家族のかたに対して、療養上の不安解消や、きめ細やかな支援ができるように、次のような事業を行っています。

◎ 事業内容：

<b>在宅療養支援計画 策定・評価事業</b>	それぞれの生活実態に応じてきめ細やかな支援を行うため、関係機関と連携し、サービス調整・ケア会議等を行います。
<b>訪問相談事業</b>	必要に応じて保健師等がご自宅に伺い、療養生活の相談等に応じます。
<b>医療相談事業</b>	病気を正しく理解し、在宅療養の支援と病気や治療に対する不安の軽減を図るために、専門医師による講演と保健師、看護師、理学療法士等による療養相談を行います。 
<b>リハビリ交流事業 (ふれあいひろば)</b>	難病患者のかたやそのご家族が、病気や療養生活等について情報交換をしたり、リハビリの方法を学びあう教室です。

## 3) 地域における居宅生活支援

◎ 対象者：障害者総合支援法の対象となる疾病に該当するかた

※疾病名について、詳しくは障害福祉課及び長崎市障害者相談支援事業所(5か所)へお問い合わせください。

◎ サービス内容：ホームヘルプサービス、短期入所(ショートステイ)、自立訓練(機能訓練)、日常生活用具の給付など

◎ 申請窓口：障害福祉課 (095-829-1141)

次のかたは、介護保険課 (095-829-1163)にご相談ください。

- ・介護保険の要支援・要介護の認定を受けているかた
- ・65歳以上のかた